

## 白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年9月12日（金）午後1時30分

2. 閉会日時 令和7年9月12日（金）午後2時20分

3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室

4. 出席委員 1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治  
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊  
7番 尾崎 義治 8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文  
11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一 13番 柏木 彰文  
14番 大平 倫生

5. 欠席委員 10番 木戸 孝

6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主事 前田 大輔  
主事 赤井 志央

7. 議事日程 開会

議事録署名委員の指名

議事

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
報告第33号 非農地証明について  
議案第34号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第35号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第36号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について  
議案第37号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について

その他

8. 会議の概要

○○局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から9月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、10番の木戸

孝委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、日置地区、田野井・口ヶ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんにお出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。8番の福田 博保委員と13番の柏木 彰文委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

○○委員 はい。

○○委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について事務局より報告願います。

○○係長 はい。報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は○○で、現況地目は畠、面積は○○m<sup>2</sup>です。借人は○○の○○さんで、貸人は○○です。賃借権の解約です。申請理由は、耕作の用に供さなくなつたため、令和7年8月31日に解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第17号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第33号 非農地証明について上程いたします。2件ございますが、一括して事務局より説明願います。

○○係長 はい。議案第33号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。番号1。対象地は○○で、地目は台帳が田、現況が宅地で、面積は○○m<sup>2</sup>です。申請人は○○の○○さん○○歳です。申請理由は、現存する建物は、昭和25年3月10日に新築され、ダンスクラブとして利用されてきましたが、空家になり現在に至っておりますとのことです。

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。番号2。対象地は○○で、地目は台帳が田、現況が宅地で、面積は○○m<sup>2</sup>です。申請人は○○の○○さん○○歳です。申請理由は、当該地を相続により取得しましたが、亡父が昭和24年頃に居宅を新築し、現在に至っておりますとのことです。なお、1番と2番につきましては、9月8日に○○、○○委員、○○委員、○○委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。  
〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、議案第33号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第34号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。3件ございます。その内、3番は、〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番、2番につきましてご審議いただきたいと思います。一括して事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第34号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇m<sup>2</sup>です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、農業を営んでおらず耕作が困難であることから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては譲渡人から当該地を贈与したいとの申し出があり、農業経営を始めたいと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は合計〇〇m<sup>2</sup>です。申請理由は、譲渡人においては当該地を売買により取得しましたが、農業経営が困難に思い、農業の縮小を考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては農業経営を行う計画を考え、耕作地を探していたところ、両者の間で売買契約の協議が整ったため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力・技術」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。  
〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 諾受人は農業経営を始めたいと考えていたためとあります、何かをする予定はあるのでしょうか。

〇〇係長 諾受人は〇〇ですが、当初は〇〇で購入したいとのことでしたが、農地所有適格法人ではないので、個人での購入となりました。現地を見て頂いていると思いますが、現在は果樹等が植えられており、それを維持管理していくと聞いており、何か新たな耕作するとは伺っていないところです。

〇〇委員 諾受人が維持管理してくれるということですが、対象地の近くにお地蔵さんがあり、この周辺は祭事の沿道となることから、きれいに管理しなければならない場所ですので、ご留意いただくようよろしくお願ひします。

〇〇係長 分かりました。代理人を通じての申請でしたので、代理人にお伝えさせて頂きます。

議長 はい。2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現在は草が生い茂っている状態ですので、耕作していただければありがたいです。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第34号の1番、2番につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第34号の3番についてご審議いただきたいと思います。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第34号の3番についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇m<sup>2</sup>です。申請理由は、譲渡人においては当該地を維持管理することが困難であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地の隣接地を耕作しており、規模を拡大したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を

精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、取得後、「農地を利用すること」、「機械・労働力・技術」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。3番につきましては、〇〇区でございます。  
〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第34号の3番につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第35号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畠、面積は〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴います駐車場用地のための転用申請です。申請理由は、譲渡人においては高齢化により農地の維持管理に困っていたところ、売買の協議が整ったため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地に隣接する駐車場が手狭になり、駐車場を探していたところ、売買の協議が整ったため、本申請に至りましたとのことです。なお、水利組合、隣接農地の同意書が添付されています。本申請地の農地区分は、概ね300m以内に高速道路等の出入口があることから第3種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。  
〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 35 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 36 号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

○○係長 はい。議案第 36 号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてご説明いたします。これは地域計画の区域除外申請について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は○○外 2 筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計○○m<sup>2</sup>です。申請者は○○の○○さん○○歳で、変更区分は地域計画からの除外、変更理由は、農地法第 5 条による農地転用のためです。

続きまして、議案書の 9 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は○○で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は○○m<sup>2</sup>です。申請者は○○の○○さん○○歳で、変更区分は地域計画からの除外、変更理由は、農地法第 4 条による農地転用のためです。現地の状況を写真で説明いたします。なお、ともに次に上程する議案第 37 号と同じ所在地になりますので、変更後の土地利用目的も含めて説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 出入口に水路があり、そこを車が通るには補強の問題があるかと思いますが、それ以外は異議ございません。

議長 現状のままではトラックが通ると水路が破損する可能性があるということですか。

○○委員 対象地と水路の間にさらに小さな水路があります。その水路を踏まないようお願いしたいです。または鉄板を敷くか迂回するなどして欲しいです。

○○係長 対象地東側の町道からの進入口の付近で間違いないでしょうか。

○○委員 そうです。北側にある郵便局からずっと水路が繋がっています。畔に沿っている小さな水路です。

○○係長 計画図では進入口の水路橋を1m延長することになっていますが、このコンクリートの橋の管理者を確認しているところです。管理者と支障がないように話しをさせて頂きます。また奥の田ですが、農地転用の申請時には耕作者に同意を得ることになりますが、同じ進入口を使っているのであれば、通れるように手立てをしていただくよう、農業委員会として意見を付したいと考えています。

○○局長 事務局でも議論しているところですが、コンクリートの橋の積載量は大丈夫なのかということや、おそらく隣接田の耕作者はこの進入口からトラクターで出入りしていると考えられるため、農地転用の申請の際には、そのことを気を付けてもらわなければ、許可が通りにくいと伝えたいと考えております。また、○○委員から意見があった水路についても、対策を十分に行い、皆様の理解を得れるように進めていきます。

議長 はい。2番につきましては○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第36号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第37号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について上程いたします。2件ございますが、一括して事務局より説明願います。

○○係長 はい。議案第37号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。これは農用地の除外申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の10ページをお願いいたします。番号1。申請地は○○外2筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計○○m<sup>2</sup>です。申請者は○○の○○さん○○歳で、変更後の土地利用の目的は、建設車両、建設資材置場です。変更理由は、建設車両、建設資材置場として利用したいとの申し出があり、譲渡しようと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。番号2。申請地は○○で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は○○m<sup>2</sup>です。申請者は○○の○○さん○○歳で、変更後の土地利用の目的は、倉庫用地です。変更理由は、当該地の隣接地に居住しており、倉庫を建築したいため、本申請に至りましたとのことです。なお、1番、2番の当該地の状況等につきましては、先程議案第36号で説明しておりますので、

スライドによる詳細は省略させていただきます。また、書類を精査したところ、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第37号につきましては、申請通り承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。

～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～  
～令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及び令和7年度最適化活動の目標について、説明した。～

～令和7年度前期分報酬の支払いについて、説明した。～

～令和7年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の参加について、説明した。～

～研修事業の視察について、説明した。～

事務局からは以上でございます。

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和7年10月10日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。

それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。  
～大平会長は、午後 2 時 20 分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行ってています。